

## 令和4年度

# 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会事業計画

近年、雫石町においても、少子・高齢化や人口減少の進行、単身世帯の増加等を背景として、地域における生活・福祉ニーズは増加かつ多様化しています。

さらには、住民同士のつながりが希薄化し、経済格差の拡大も相まって、社会的孤立や新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う生活困窮者の増加、介護・子育てに対する不安など、既存の社会保障・社会福祉制度では十分に対応できない問題や、多様かつ複合的な要因による生活課題が身のまわりで顕在化しつつあります。

また、既存の社会福祉制度では、対応困難な課題のある人が増加し、住民同士の支え合いを含め、こうした人々を地域の力で支える「地域共生社会」の実現が重要課題と位置づけられています。

こうした状況のなかで、雫石町社会福祉協議会は、第2次地域福祉活動計画を基に、法人として持っている機能を最大限に発揮し、地域住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことを目指し、各関係機関と連携を図り、地域づくりという社協本来の使命を果たすため積極的に取り組んでいきます。

みんなが安心して暮らせる地域づくりの推進

住民の積極的なボランティア活動の推進

## 雫石町社会福祉協議会基本理念

『誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり』

みんなが安心して利用できる福祉サービスの充実

みんなが安全に暮らせるまちづくり

\* 基本理念・基本目標は「第2次雫石町地域福祉活動計画」より

# 雫石町社会福祉協議会重点事業

※各重点事業の横に担当を記載

○法人・・・法人運営事業      ○地域・・・地域福祉活動事業      ○援護・・・援護活動事業  
○VOC・・・ボランティア活動センター事業      ○団体・・・団体事務事業(日赤・共募含む)  
○介護・・・介護保険事業

## 1. 法人運営の基盤強化

法人

法人運営の基盤整備を進め、経営体制の強化を図ります。

- (1) 理事会の開催(年6回予定)
- (2) 評議員会の開催(年2回予定)
- (3) 監査会の開催(年6回予定)
- (4) 外部監査の開催(年4回予定)
- (5) 情報公開及び苦情処理の解決に向けた迅速かつ適切な対応
- (6) 職員研修の実施による意識啓発の向上と適正な職員配置
- (7) 役職員研修の実施
- (8) 総合福祉センターの適正な管理運営
- (9) 県央地区社協との連携強化

## 2. 経営基盤の安定と強化

法人

コンプライアンスを徹底し、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築します。

その中でも、個人及び法人の社協会員数が停滞し、各種募金額等が減少する中で、公益性・信頼性の高い、効果的・効率的な事業活動を展開するためにも、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理・会計処理を行うとともに、外部監査の積極的活用により、事業・財務に関する外部からのチェック機能を強化します。

また、福祉サービス利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、利用者、地域とのコミュニケーションを図り、積極的な情報開示、情報提供等に努め、説明責任を果たします。

また、中長期の経営計画を策定し、経営の強化・効率化に努めてまいります。

### 3. 地域の福祉力の強化

### 地域

地域における福祉活動への理解を深め、住民主体の地域福祉活動や支え合い体制づくりを推進します。

《主な実施事業》

- ① 雫石町社会福祉大会の開催  
地域社会における福祉活動への理解と先駆的な実践活動を広めることを目的に福祉大会を開催し、併せて地域の福祉活動に功績のあった団体、個人の表彰を行います。
- ② 新年交賀会の開催  
福祉関係機関との連携を深めることを目的とした交流会を開催します。
- ③ お互いさま情報交換会への参加  
各地域に出向き、地域住民の生活課題の洗い出しや地域活動について情報を収集します。
- ④ 町内福祉施設連携事業  
地域福祉活動の推進と連携強化を図るために、町内福祉施設との連携事業を実施します。
- ⑤ 訪問型サービス「ちょい助」の実施  
住民ボランティアが主体となり、生活する上でのちょっとした困りごとを地域・支え合い活動により解決し、誰もが安心して暮らしていける地域を目指すことを目的に生活支援サービスを実施します。
- ⑥ 救急医療情報キットの作成事業  
生活や健康面に不安を抱えながら在宅生活を送る方を対象に、情報キットの作成・配布を通じて、救急時の迅速かつ的確な対応に繋げるとともに、地域での見守り・支え合い活動を通じた安心づくりを促進します。

### 4. 相談支援事業の充実

### 援護

基本目標の『誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり』を具体化するため、できるだけ身近な地域で生活課題を解決できる支援を実施します。

《主な実施事業》

- ① 雫石町心配ごと相談所事業の実施(年12回開催)(町受託事業)  
法律相談・消費者生活相談・障がい者相談・人権相談・介護相談・よろず相談  
成年後見相談・就労準備相談・金銭管理相談・生活困窮者相談
- ② 生活困窮者等相談事業の実施(町受託事業:新規)
- ③ 各種相談窓口の設置(随時)
- ④ フードドライブの実施
- ⑤ 制服リユース事業の仲介
- ⑥ 鍵預かり事業の実施(新規)

住民一人ひとりが地域社会から孤立することなく、地域で安心して生活できるよう、町社協が中核となり、地域支援者と各ボランティア団体等が一体となり、地域の生活課題に対応する各種サービスの提供・支援に努めます。

また、現行の制度で対象とならない、対応できないといったニーズや、制度で想定していなかった新たな福祉課題・生活課題に柔軟に対応できる事業を展開します。

#### 《主な実施事業》

##### ① おでかけ援助サービス事業

要介護認定者、障がい者手帳の保持者が通院等で外出する際の支援を行います。

##### ② 在宅昼食サービス事業(町受託事業)

概65歳以上の一人暮らし世帯・高齢者世帯・日中独居となる高齢者世帯を対象に昼食の提供をするとともに、利用者の安否確認を行います。

##### ③ 家族介護者リフレッシュ事業(町受託事業)

在宅で介護をしている方々を対象に、日々の疲れを癒し、気分をリフレッシュしていただくことを目的に家族介護者同志の交流を深める機会を設け、この場で介護についての意見交換や介護技術の指導を行います。

##### ④ 車いす貸出事業

介護保険で車椅子貸与不可能な方へ短期間の貸出を行います。

##### ⑤ 日常生活自立支援事業

単身世帯の高齢者が増える中、日常生活上の判断が十分にできない方々が自宅で安心した生活ができるよう、金銭の管理や福祉サービスの代行支援を行います。

##### ⑥ 金銭管理サービス・財産保全サービス事業

日常生活自立支援事業や成年後見人制度など、他の社会資源の活用となるまでの間、金銭管理や書類等の預かり支援を必要としている方を対象に町社協独自の金銭管理等の支援を実施します。

##### ⑦ 生活支援体制整備事業(町受託事業)

生活支援コーディネーターを配置し、地域が求める生活支援ニーズの掘り起こしや地域資源の把握を行い、高齢者が人と繋がり、生き生きと暮らせる仕組みとして、生活支援型の「訪問サービス事業」を実施します。併せて、このサービスの担い手となる「生活支援サポーター養成講座」やサポーターの「フォローアップ講座」を開催します。

## 《主な実施事業》

- ① ボランティア活動センターの運営
  - ◎ ボランティアコーディネーターの設置
  - ◎ 住民・学校・企業・市民活動団体等からのボランティア活動に関する相談・調整
  - ◎ ボランティア活動保険のPR、加入促進、業務代理
  - ◎ ボランティア運営協議会の開催(年2回予定)
  - ◎ ボランティア情報紙『ぼらっと』の発行
  - ◎ SNSを活用したボランティア情報の発信
- ② ふれあいサロン事業の推進
  - 地域住民主体によるふれあいサロンの開設・運営のサポートを継続して行います。
  - ◎ ふれあいサロン助成金の交付
  - ◎ ふれあいサロンスタッフ研修会
- ③ ボランティア団体等活動助成金の交付
  - 地域に根差した福祉活動を展開しているボランティア団体の活性化を図り、新たなボランティア団体の発掘・登録に繋げることを目的に助成金を交付します。
  - ◎ ボランティア団体等活動助成金の交付
  - ◎ ボランティア情報の提供
- ④ ボランティアフェスティバルの開催
  - 誰もが気軽にボランティア活動に参加できる機会を創出し、様々な体験交流を通じ住民一人ひとりが自分のできることについて考え、助け合い支え合う地域共生社会の担い手である意識を高めることを目的に開催します。
- ⑤ スノーバスターズ事業・雪んこ見守り隊の実施
  - 学校・地域・企業などと協働し、高齢者や障がい者が抱える冬期の生活課題を解決します。
  - ◎ スノーバスターズ(有償活動)
  - ◎ 雪んこ見守り隊(1月・2月の毎週土曜日午後の安否確認活動)
- ⑥ 福祉教育(学校・地域向け)出前講座の実施
  - 一人ひとりが地域の生活課題・福祉課題に気づき、共有し、その解決に向けて協働していくことが福祉教育です。この福祉教育を学校だけでなく地域全体で取り組んでいくためにも、要望に沿った出前講座を様々な機関と協働して取り組みます。
  - ◎ 学校向け出前講座
  - ◎ 地域コミュニティ組織・ふれあいサロン向け出前講座(レクリエーション・

福祉防災講座等)

- ◎ 世代間交流の場の提供
- ◎ 出前講座の企画・連絡調整・講師斡旋
- ⑦ 各種養成講座の企画  
地域の生活課題を協働的に解決されていくことをめざして、様々な機関と協働し、ボランティアの進行を図るとともに、時代を担う福祉人材を育成していきます。
- ⑧ 災害に対する平時からの備えと災害時支援活動の実施
  - ◎ 災害に備えての災害ボランティアセンター設置訓練の実施及び運営体制の整備
  - ◎ 災害ボランティア事前登録者の拡充
  - ◎ 各種災害ボランティア研修会への参加・スキルアップ
  - ◎ 平時からの関係機関・団体との連携

## 7. 高齢者福祉事業の推進

地域

令和4年度町内の高齢化率は38.1%に達しています。このような現状から中高年層を軸にして、生きがいのある日々を送れる事業を実施します。

《主な実施事業》

- ① 一人暮らし高齢者招待会(鶴の会)の開催  
(75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に年2回開催)
- ② 一人暮らし高齢者おたより運動の実施(『白やぎさん』ホッとレター事業)

## 8. 児童及び母子・父子事業の推進

地域・VC

また、雫石町や町内の保育施設、子育て支援を行っている機関との連携を図りながら、一元的な子育て支援の環境が整うよう社協が中心となって働きかけを行います。

《主な実施事業》

- ① 放課後児童クラブ事業の運営(町受託事業)
- ② 子ども一時預かり事業の実施  
(子育て中の親が通院や社会参加活動の際等における預け入れによる支援)
- ③ 一人親家庭子育て応援事業の実施(託児事業の一部助成)
- ④ チャイルドシート等貸出事業の実施

## 9. 生活福祉資金等の貸付による支援

援護

全国的にも「高齢者の貧困」「一人親家庭の貧困」「子どもの貧困」等、「貧困」が構造的な課題を持ちながら存在し、深刻化していることが明らかになっています。

生活福祉資金貸付制度の周知を図り、安心した生活に早期に復帰できるよう、生活福祉資金相談員を配置し相談体制の強化並びに支援を行います。

《主な実施事業》

- ① 生活福祉資金の貸付  
(県社協が主管。町社協が相談窓口となり、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯、失業等により生活に困窮している方に生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度)
- ② 助け合い金庫の活用と貸付後の世帯指導(町社協で単独運営)

## 10. 民生委員・児童委員との連携強化 団体

社協では、雫石町民生委員児童委員協議会の事務局を担っており、民生委員・児童委員が個別援助活動をはじめ、各関係機関と情報共有、連絡調整を円滑かつ効率的にできるよう支援を行います。

《主な実施活動》

- ① 民生委員児童委員協議会の充実した運営
- ② 関係機関との連絡調整
- ③ 民生委員活動へのサポート

## 11. 広報活動の強化 地域・VC

広報活動は、福祉活動を展開するうえで、重要な情報伝達手段であります。

町社協の福祉施策の周知や地域福祉の課題を提起すること等において、重要な役割を担っており、町社協の顔とも言えることから各種広報等の内容の充実を図ります。

《主な実施事業》

- ① 機関紙「社協だより」の発行(年3回発行)
- ② 事業実施などの周知用チラシ、パンフレットの各世帯配布(随時)
- ③ 町社協ホームページや SNS を活用した情報発信(随時)
- ④ 総合福祉センター館内パンフレットの更新・作成

## 12. 福祉関係団体に対する援助・指導・交流活動の推進 団体

昨今、多くの団体では、新規加入者の減少による会員数の減少や会員の高齢化が進み、維持していくうえで大きな課題を抱えています。これにより、各団体の自主性を基調とした新規会員の加入促進や団体運営に関する支援を押し進めます。

また、現在の支援内容が事務及び助成金交付が中心である団体については、支援内容についても、指導、助言を含めて各団体の支援を行います。

〔各支援団体〕

- ア 身体障害者福祉協会
- イ 老人クラブ連合会
- ウ その他の福祉関係団体

### 13. 共同募金運動の推進

団体

赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金運動を推進し、団体・個人への啓蒙に努め、理解と協力をいただくよう募金方法を再検討したうえで、募金の増額に努めます。

また、共同募金の配分について、助成金交付団体の募集にあたり、制度の周知を図り、多くの団体が申請しやすく、さらに共同募金の有効活用が図られるよう共同募金に対する理解を深めていきます。

《主な実施事業》

- ① 赤い羽根共同募金運動・歳末助け合い募金運動の推進
- ② 歳末助け合いチャリティショーの開催
- ③ 共同募金運営委員会、審査委員会、専門委員会の開催(随時)

### 14. 日本赤十字事業の支援

団体

苦しんでいる人を救い、いかなる状況下であっても人間の命、健康、尊厳を守るという日本赤十字社の基本理念達成に向けて、多方面から支援を行い、住民に対し、赤十字事業に対する理解を深められるよう事業を推進します。

《主な実施事業》

- ① 日赤加盟校の育成強化
- ② 罹災世帯等への救援物資の支給など諸援護活動
- ③ 日赤社資募集運動に対する住民への周知活動の推進
- ④ 雫石町赤十字奉仕団の育成

### 15. 居宅介護支援事業の適正運営

介護

町社協の特性を活かし、地域ニーズの把握とボランティア活動者等の人的なつながりを通じて、介護を必要とされる方が、自宅で適切なサービスを受けられるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の意向等に添ったケアプランの作成に努めます。

さらに、入退院時スムーズに在宅から医療、医療から在宅へ移行できるように、また、医療と連携を強化することにより利用者が混乱をきたさないよう配慮をしていくとともに、他の介護サービス提供事業所等と緊密な連携を図り、地域での支えあいにつながるような活動や社会資源を有効に活用した地域との結び付きを深められるような支援事業も併せて展開します。



## 令和4年度

### 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会 西山保育園 事業計画

#### I. 保育理念

西山保育園は「児童憲章」「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」「子どもの権利条約」に基づき子どもの人権や主体性、個性を尊重した保育を行います。

- ・子どもの最善の利益の保証
- ・子どもの福祉の積極的な増進
- ・保護者に信頼される温かな支援
- ・地域の子育て支援の充実
- ・専門職としての資質の向上

#### II. 基本方針

保育園は、「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」に基づいて養護、教育の意識を深め、子ども一人ひとりの家庭環境や発達過程等育ちを考慮し、質の高い保育を提供します。

保護者や地域の皆様と信頼関係を結び、子どもを取り巻く環境やニーズの変化に対応し、地域における子育ての支援を行います。

#### III. 西山保育園 保育目標 **明るく！楽しく！元気よく！**

1. 自然の中で友だちと仲良く遊ぶ子ども
2. 優しく思いやりのある子ども
3. 自分で考え、進んで行動する子ども

#### IV. 西山保育園 食育目標

1. 楽しく食べて、健康な心と体を育てよう

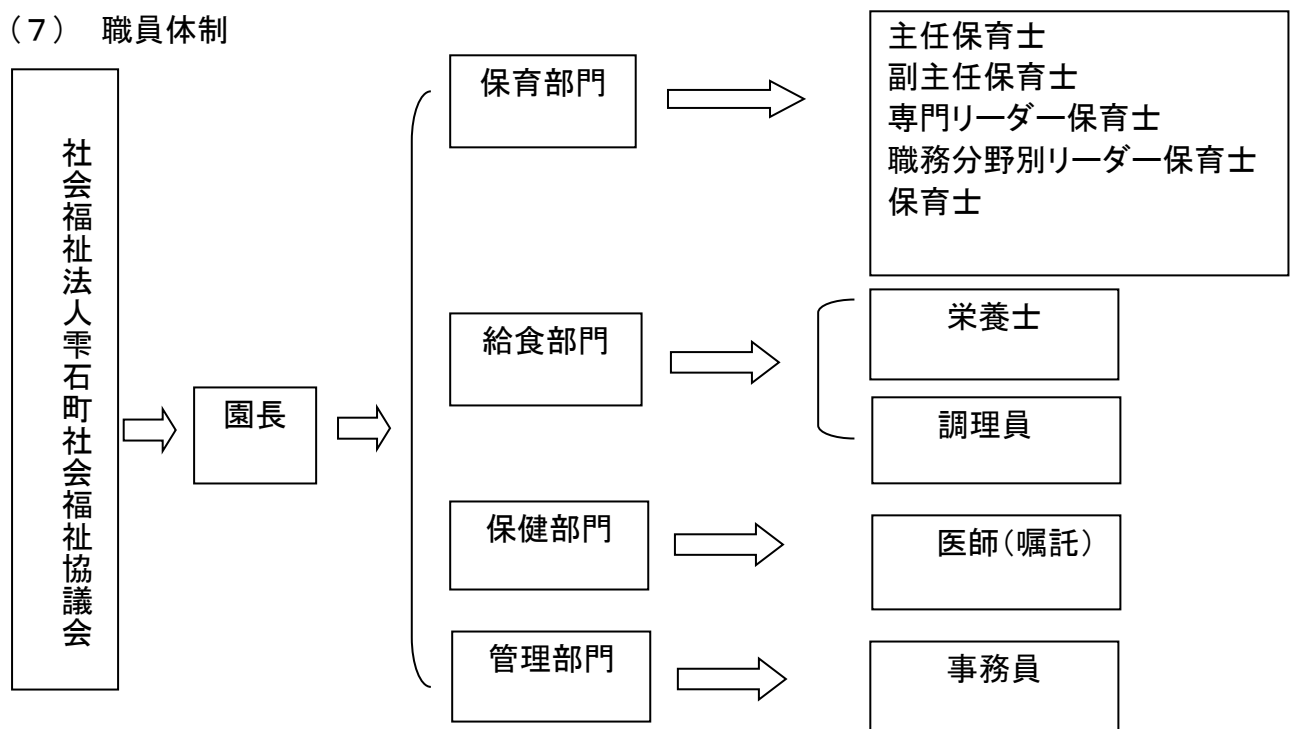
### 1. 施設の概要

- (1) 施設名 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会 西山保育園
- (2) 所在地 岩手県岩手郡雫石町長山猿子 98 番地 3
- (3) 電話 FAX 019-693-3322
- (4) 開園日 平成 22 年 4 月 1 日
- (5) 施設規模 建物 454.75 m<sup>2</sup> 敷地面積 3204.73 m<sup>2</sup>
- (6) 園児 (定員 50 人)

### 令和 4 年度 4 月 1 日からの児童受入予定数

入所児童数	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
令和 4 年度	3 人	6 人	8 人	8 人	13 人	12 人	50 人

### (7) 職員体制



### (8) ○開所時間

午前 7 時 15 分～午後 6 時 15 分

#### ○保育時間の区分

##### ① 【保育標準時間】

- ・ 保育時間 開所時間内の 11 時間
- ・ 延長保育時間 午後 6 時 15 分～午後 7 時 15 分

##### ② 【保育短時間】

- ・ 保育時間 開所時間内の 8 時間まで
- ・ 延長保育時間 保育時間内の 8 時間を越えた時間～午後 6 時 15 分まで

## (9) 職員

(単位：人)

職名	園長	主任保育士	副主任保育士	専門リーダー保育士	職務分野別リーダー保育士	保育士	栄養士	調理員	事務員	医師嘱託
常勤	1	1	2	2	2	4	1	1	1	
非常勤								調理補助パート 1		2

(常勤職員 15 人のうち保育士 2 人育休取得予定)

**2. 保育の計画**

- ・ 保育指針に基づき子どもや家庭の状況、地域の実態などを考慮し、長期的な見通しをもった計画を立て保育に取り組む。
- ・ 計画的に保育環境を見直し、防災防犯並びに感染症対策を含めた園児の安全確保に努める。  
新型コロナウイルス感染症により柔軟な対応を常に考え、さまざまな工夫や新たな試みを実行し、利用する保護者や子どもたちに安心感を与える。
- ・ 自ら考え活動できる子どもを目指し、子ども自身の意欲を大切にする保育を考えていく。

**3. 事業計画**

- ・ 新型コロナウイルス等の感染症に留意し、保護者や地域、学校と連携し地域の保育園として子育て支援を行う。また、子どもたちの可能性や発達を大切に、保育園生活を明るく楽しく元気に過ごせるように保育を展開していく。

月	行事名	参加対象者
4月	入園お祝い会	全園児 保護者
	父母の会総会	保護者
	内科検診	全園児
5月	春の交通安全教室（交通指導員依頼）	5, 4, 3 歳児
6月	松寿荘デイサービスとの交流会	5 歳児
	むし歯予防衛生教育（健康推進課）	5, 4, 3 歳児
	歯科検診	全園児
	総合避難訓練	全園児
	保育参観日	5 歳児
7月	雫石町消防演習出演	5, 4 歳児
	保育参観日	4 歳児
	七夕会	全園児
	西山ふれあいサロンとの交流	5 歳児
	夏まつり（さんさ太鼓、ゲーム等）	全園児
8月	よしやれ祭り	5 歳児
	収穫祭	5, 4, 3 歳児

	行 事 名	参加対象者
9 月	防災の日 避難訓練	全園児
	運動会	5, 4, 3 歳児
	松寿荘デイサービスとの交流会	5 歳児
	保育参観日	3 歳児
10 月	内科検診	全園児
	ハロウィン	全園児
	秋の交通安全教室（交通指導員依頼）	5, 4, 3 歳児
	5 歳児保護者と個人面談	5 歳児の保護者
11 月	総合避難訓練	全園児
	西山キッズ発表会	5, 4, 3 歳児
12 月	西山ふれあいサロンとの交流	5 歳児
	クリスマス会	全園児
1 月	水木団子作り（八区老人クラブ）	5, 4, 3 歳児
	お店屋さんごっこ	全園児
2 月	西山雪まつり	5, 4, 3, 2 歳児
	豆まき会	全園児
3 月	ひな祭り会	全園児
	防災訓練（大地震）	全園児
	お別れ会	全園児
	卒園式	5 歳児と保護者
	修了式	4, 3, 2, 1, 0 歳児

### 以上の事業計画のほか、実施する事業

#### <多様な保育の提供>

- ・延長保育事業 ・一時預かり事業（一人親世帯は負担額が無料）・乳児保育
- ・障害児保育事業

#### <毎月の行事>

- ・避難訓練 ・誕生会 ・食育集会 ・身長体重測定

#### <各種教室>

- ・カワイ体育教室（5・4・3歳児） ・英語教室 ・サッカー教室

### 4. 子育て支援と地域との連携

- (1) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する。
- (2) 一人親世帯保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係を配慮して、養育力向上の助けとなるよう、適切に支援をする。
- (3) 子育て家庭への支援や高齢者との交流など地域に根差した保育園を目指していく。保育園もまた、「子育て支援」に携わる様々な地域社会のサポートを受け、関係を築いていく。

- (4) 小学校との連携を図り、園児がスムーズに小学校生活を送れるようスタートカリキュラムを考慮した保育を展開していく。
- (5) 年間を通して保育士資格取得のための実習、中高生の保育園体験、ボランティア活動の受け入れをする。

## 5. 環境の安全・感染症対策

- (1) 固定遊具施設内外の安全点検（週1回職員点検・年1回専門業者が固定遊具点検）
- (2) 各クラスの保育と保育室の安全チェックリスト（月1回）
- (3) 乳幼児睡眠チェック表（呼吸とうつぶせ寝等点検）  
乳幼児突然死症候群や、窒息などによる事故予防対策のため。  
睡眠中は、乳児は5分間隔、1歳児は15分間隔に様子をみて記録する。
- (4) 快適な保育環境の整備と、園庭への遊具の追加を行う。
- (5) 使用したおむつは保育園で回収し消毒及び廃棄・・・毎日
- (6) 感染症や防犯対策のため、送迎時は玄関で子ども達の受け渡しをする。

## 6. 保健

- (1) 園児の身長・体重測定・・・毎月1回
- (2) 園児の内科検診・・・年2回 歯科検診・・・年1回
- (3) 全職員の健康診断（4月～12月） インフルエンザ予防接種（11月）

## 7. 危機管理

- (1) 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ保育園内外の安全点検に努める。安全対策のために「西山保育園危機管理マニュアル」を全職員が共通理解をし、園児、保護者、職員の生命及び健康を守る。
- (2) セコム株式会社に保育園内外のセキュリティを依頼し、防犯カメラを門扉付近に取り付け、不審者等の防犯防止を図る。
- (3) 毎月の避難訓練の実施と防災食の備蓄。
- (4) 乳児には離乳食の個別対応、アレルギーをもつ園児にはアレルギー除去食を提供し、情報周知のため、毎月給食会議を行う。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策、それに付随する事項はすべて岩手県央保健所と雫石町の指示に従う。

## 8. 苦情処理

- (1) 保育園運営上における苦情の処理と解決方法については、社会福祉法人雫石町社会福祉協議会苦情処理体制設置要綱に基づき実施する。
  - ・ 苦情受付担当者・・・主任保育士 ・ 苦情解決責任者・・・園長
  - ・ 第三者委員・・・2名
- (2) 申出人又は責任者が第三者委員を必要とした苦情は、書面による苦情解決を図る。

## 9. 法人本体事務局との連携強化

- (1) 雫石町社会福祉協議会事務局と西山保育園との連携をとり、事務処理等について相互の連携の強化を図る。
- (2) 雫石町社会福祉協議会小規模保育園「にじいろ保育園」と子育て支援事業の周知を図り、連携により子育て環境の充実に努める。
- (3) 予算執行など適切迅速に処理するとともに、情報の把握の共有化を図りながら柔軟な対応に努める。
- (4) 施設の管理を厳格に行い、修繕箇所がある場合は事故につながらないように配慮し、修繕が必要な場合は、法人本体の事務局と協議を行いながら保育園の快適な環境を整備する。
- (5) 個人情報の保護について法人本体の事務局及び保育園間で適正な管理を行う。

## 10. 守秘義務

- (1) 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者の個人情報の秘密厳守と記録等の取り扱いを厳守する。

## 11. 諸会議の開催

- (1) 雫石町が要請する会議に出席し町内の情勢を知り理解していく。保育園でも必要なことは情報発信していく。
- (2) 岩手県社会福祉協議会、岩手地区保育施設協議会、雫石町保育施設協議会等に参加し、職種間の連携を図りながら、研修や情報交換を通じて日々変化していく社会情勢に対応した保育を目指す。

## 12. 職員の資質向上

- (1) 施設長としての専門性を高め、保育園運営にかかわる様々な法令を遵守する。
- (2) 職員は体系的・計画的な保育士等キャリアアップ研修を受講し、自己研鑽に努める。
- (3) 外部研修を活用の他に、以上児会議と未満児会議、職員会議や園内研修を定期的開催する。保育園運営について共有することにより職員の保育実践の質及び専門性の向上につなげる。

## 13. 広報活動

広く地域や利用者等に、西山保育園の持つ保育資源を情報公開し、保育サービスを発信するために広報活動を充実する。

- (1) 社協だよりへの掲載・・・年3回
- (2) 園だより・・・月1回
- (3) クラスだより・・・年6回
- (4) 給食だより・・・月1回
- (5) 行事等のお知らせ・・・適宜

# 令和4年度 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会

## 小規模保育 にじいろ保育園 事業計画

### I. 保育理念

にじいろ保育園は「児童憲章」「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」「子どもの権利条約」に基づき子どもの人権や主体性、個性を尊重した保育を行います。

- ・子どもの最善の利益の保証
- ・子どもの福祉の積極的な増進
- ・保護者に信頼される温かな支援
- ・地域の子育て支援の充実
- ・専門職としての資質の向上

### II. 基本方針

保育園は、「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」に基づいて養護、教育の意識を深め、子ども一人ひとりの家庭環境や発達過程等育ちを考慮し、質の高い保育を提供します。

保護者や地域の皆様と信頼関係を結び、子どもを取り巻く環境やニーズの変化に対応し、地域における子育ての支援を行います。

### III. にじいろ保育園 保育目標 明るく！楽しく！元気よく！

1. いっぱいあそぶ
2. よくたべる
3. よくねむる

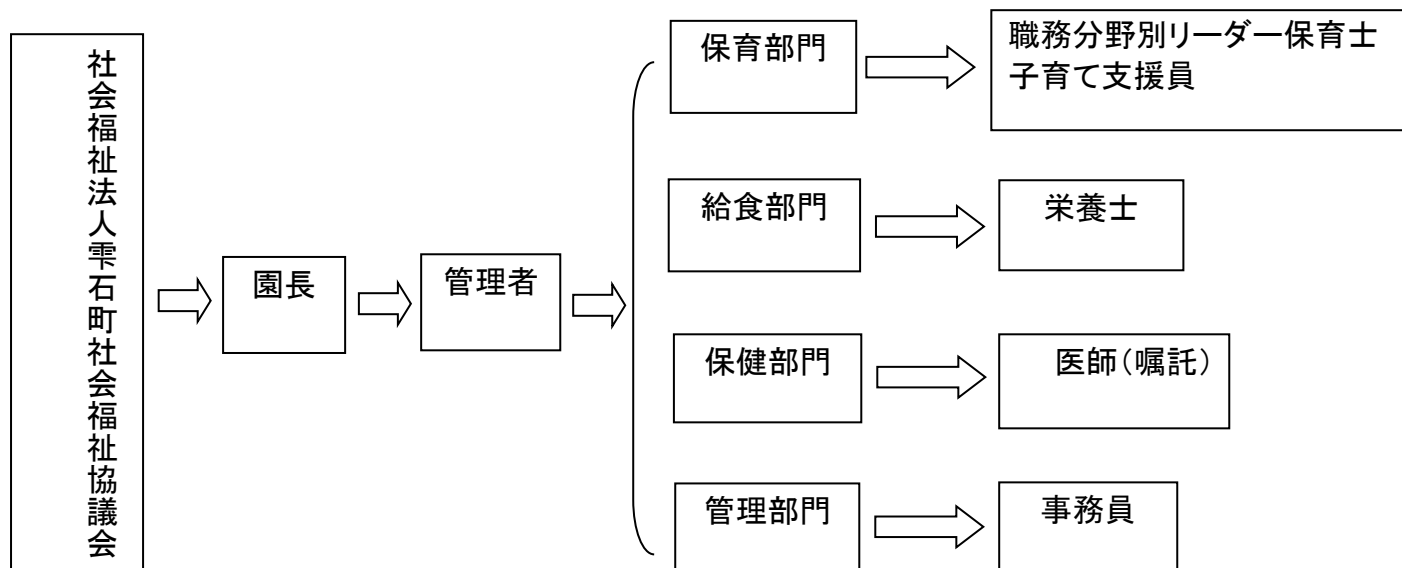
#### 1. 施設の概要

- |            |                                |
|------------|--------------------------------|
| (1) 施設名    | 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会 小規模保育 にじいろ保育園 |
| (2) 所在地    | 岩手県岩手郡雫石町上野上野沢 1-13            |
| (3) 電話 FAX | 019-681-8282                   |
| (4) 開園日    | 令和2年6月1日                       |
| (5) 施設規模   | 建物 119㎡ 敷地面積 528㎡              |
| (6) 園児     | (定員10人)                        |

令和4年度4月1日からの児童受入予定数

入所児童数	0歳児	1歳児	2歳児	計
令和4年度	1人	4人	3人	8人

(7) 職員体制



(8) ○開所時間

午前7時15分～午後6時15分

○保育時間の区分

① 【保育標準時間】

・ 保育時間

開所時間内の11時間

② 【保育短時間】

・ 保育時間

開所時間内の8時間まで

・ 延長保育時間

保育時間内の8時間を越えた時間～午後6時15分まで

(9) 職員

(単位：人)

職名	園長	管理者兼保育士	職務分野別リーダー保育士	子育て支援員	栄養士	事務員	医師嘱託
常勤	0	1	1	1	0	0	
備考	西山保育園兼務			保育補助パート2	西山保育園兼務	西山保育園兼務	2

(常勤職員3名)



## 2. 保育の計画

- ・保育指針に基づき子どもや家庭の状況、地域の実態などを考慮し、長期的な見通しをもった計画を立て保育に取り組む。
- ・計画的に保育環境を見直し、防災防犯並びに感染症対策を含めた園児の安全確保に努める。  
新型コロナウイルス感染症により柔軟な対応を常に考え、さまざまな工夫や新たな試みを実行し、利用する保護者や子どもたちに安心感を与える。
- ・小規模保育ならではの家庭的な雰囲気の中で、一人一人を慈しみ、人に対する信頼感を育み、子ども自身の意欲を大切にす保育を考えていく。

## 3. 事業計画

- ・新型コロナウイルス等の感染症に留意し、地域の保育園として子育て支援を行う。また、子どもたちの可能性や発達を大切にし、保育園生活を明るく楽しく元気に過ごせるように保育を展開していく。

### 実施する事業

#### <毎月の行事>

- ・避難訓練 ・誕生会 ・身長体重測定

## 4. 子育て支援と地域との連携

- (1) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する。
- (2) 一人親世帯保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係を配慮して、養育力向上の助けとなるよう、適切に支援をする。
- (3) 子育て家庭への支援を行い、地域に根差した保育園を目指していく。保育園として「子育て支援」に携わる様々な地域社会のサポートを受け、関係を築いていく。

## 5. 環境の安全・感染症対策

- (1) 施設内外の安全点検（週1回職員点検）
- (2) クラスの保育と保育室の安全チェックリスト（月1回）
- (3) 乳幼児睡眠チェック表（呼吸とうつぶせ寝等点検）  
乳幼児突然死症候群や、窒息などによる事故予防対策のため。  
睡眠中は、5分間隔に様子をみて記録する。
- (4) 快適な保育環境の整備と、園庭への遊具の追加を行う。
- (5) 使用したおむつは保育園で回収し消毒及び廃棄・・・毎日
- (6) 感染症や防犯対策のため、送迎時は玄関で子ども達の受け渡しをする。

## 6. 保健

- (1) 園児の身長・体重測定・・・毎月1回
- (2) 園児の内科検診・・・年2回 歯科検診・・・年1回
- (3) 全職員の健康診断（4月～12月） インフルエンザ予防接種（11月）

## 7. 危機管理

- (1) 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ保育園内外の安全点検に努める。
- (2) 毎月の避難訓練の実施と防災食の備蓄。
- (3) 乳児には離乳食の個別対応、アレルギーをもつ園児にはアレルギー除去食を提供する。給食は西山保育園から搬入のため、栄養士と連携をとり、情報の共有を行う。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策、それに付随する事項はすべて岩手県央保健所と雫石町の指示に従う。

## 8. 苦情処理

- (1) 保育園運営上における苦情の処理と解決方法については、社会福祉法人雫石町社会福祉協議会苦情処理体制設置要綱に基づき実施する。
  - ・ 苦情受付担当者・・・管理者
  - ・ 苦情解決責任者・・・園長
  - ・ 第三者委員・・・2名
- (2) 申出人又は責任者が第三者委員を必要とした苦情は、書面による苦情解決を図る。

## 9. 法人本体事務局との連携強化

- (1) 雫石町社会福祉協議会事務局とにじいろ保育園との連携をとり、事務処理等について相互の連携の強化を図る。
- (2) 雫石町社会福祉協議会「西山保育園」と子育て支援事業の周知を図り、連携により子育て環境の充実に努める。
- (3) 予算執行など適切迅速に処理するとともに、情報の把握の共有化を図りながら柔軟な対応に努める。
- (4) 施設の管理を厳格に行い、修繕箇所がある場合は事故につながらないように配慮し、修繕が必要な場合は、法人本体の事務局と協議を行いながら保育園の快適な環境を整備する。
- (5) 個人情報の保護について法人本体の事務局及び保育園間で適正な管理を行う。

## 10. 守秘義務

- (1) 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者の個人情報の秘密厳守と記録等の取り扱いを厳守する。

## 11. 諸会議の開催

- (1) 雫石町が要請する会議に出席し町内の情勢を知り理解していく。保育園でも必要なことは情報発信していく。
- (2) 岩手県社会福祉協議会、岩手地区保育施設協議会、雫石町保育施設協議会等に参加し、職種間の連携を図りながら、研修や情報交換を通じて日々変化していく社会情勢に対応した保育を目指す。

## 12. 職員の資質向上

- (1) 職員は体系的・計画的な保育士等キャリアアップ研修を受講し、自己研鑽に努める。
- (2) 外部研修を活用の他に、職員会議や園内研修を定期的を開催する。保育園運営について共有することにより職員の保育実践の質及び専門性の向上につなげる。

## 13. 広報活動

広く地域や利用者等に、西山保育園の持つ保育資源を情報公開し、保育サービスを発信するために広報活動を充実する。

- (1) 社協だよりへの掲載・・・年3回
- (2) 給食だより・・・月1回